

論文

明治前期における郵便・電信事業収支統計の再検討

杉山 伸也

はじめに

1885年12月の逓信省の創設によって郵便事業と電信事業は名目的に統合されることになったものの、「「逓信省設立以降もすでに各々の事業において形成・確立していた事務・会計などの運用システムは変更されることはなく、基本的に独立した部局として機能しつづけた。このような政府事業としての「経路依存性」は、逓信省設立以降、戦前期を通して継承され、戦後の郵便事業と電気通信事業に継承されていった。

こうした状況は、研究史にも反映され、郵便事業は郵政史、通信事業は電信・電話史あるいは電気通信史としてそれぞれ別個に議論され、統一的なアプローチはほとんどおこなわれていない。戦前期の通信事業に関する基本的研究である『逓信事業史』全7巻（逓信省、1940年）においても同様である。郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）では、明治4年3月（1871年4月）の新式郵便の開始から1885年の逓信省創設までの時期は「創業期」と位置づけられている。同書の性格上、郵便制度や郵便事業にウェイトがおかれ、電信・電話など電気通信に関する記述がきわめて限られているのはやむを得ないとしても、郵便事業収支など財政的な側面からの検討についてはほとんどおこなわれていない。電信事業収支においても、財政収支状況についての本格的な研究は管見のかぎり見当たらず、『逓信事業史』第7巻などの郵便および電信収支統計が検討されることなく、利用されている。

本稿では、逓信省の創設にいたるまでの時期における郵便および電信事業の事業収支について、『「逓信省第一年報』（1876年度以降『「逓信局年報』、以下『「逓信局年報』と略）、『「電信局長報告書』（1875年度までは『「電信頭報告書』）、『「工部書沿革報告』（大蔵省、1889年）などの基本的資料を利用して、その問題点を析出するとともに、各々の収支統計を比較対象させて再検討する。

1 明治初期の財政・会計システム

明治初期における財政は、維新期の政治的・経済的混乱にくわえて各官省が各々に独自に諸改革を進めたために、経費も「「検索ナク殆ント乱出ノ勢アルヲ免カレサル」状態にあり⁽²⁾、財政の主体も明治4年7月（1871年8月）の廢藩置県前後までの時期は、明治政府と各藩にわか

* 本稿に関して詳しくは、杉山伸也『情報の経済史—近代日本の「情報革命」と地方経済』（慶應義塾大学出版会、2023年）第1章および第2章を参照。本稿の作成に際して、井上卓朗氏から貴重なご教示をいただいた。記して感謝したい。

1 「逓信省第一年報」（逓信省総務局、1889年）1～2頁。

れ、貢租徴収権は各藩が掌握し、政府、各藩を通じた統一的な会計基準もなく、出納方法も周密さにかけていた。

このように明治初期の財政状況は混乱をきわめ、政府は継続して財政逼迫の状況におかれており、「各其年度ニ属スル収支ノ決算ヲ結了スヘキノ目途ナキヲ病ム」状況であったので、「出納原簿ノ現計ニ據テ調理精計」して再構築されたという⁽³⁾。ひとつの大きな問題は、地稅収入には金穀2収支があるために、米穀の通貨への析算方法の問題で、米価変動が激しいために、「已ムヲ得ス標準ヲ東京浅草ノ麩米売価ノ平均ニ取り尚ホ各地ノ相場ニ照ラシテ毎期ノ価率ヲ定」めて換算されている⁽⁴⁾。

会計制度の変遷をみると、明治2年7月(1869年8月)の大蔵省の創設に先立って同年5月(69年6月)に監督司が設置され、出納法規の整備がおこなわれた。明治4年7月(1871年8月)の廃藩置県の実施による行政機構の変更にもなると、会計事務も整理されたが、会計出納法規は金穀出納方法の規定の改正・増補など「数十回」におよんだという⁽⁵⁾。したがって、会計年度各期の期間も9ヵ月~14ヵ月と異なるので、この期間の財政統計を時系列的に比較することは適切ではない⁽⁶⁾。

1873年12月に「金穀出納順序」が交付されて国庫収支の規定が明確になり、各官省は概算経費を予算化して太政官に提出し、74年度から予算編成がおこなわれるようになった⁽⁷⁾。こうした大蔵省による会計法規の整備は、76年9月の「大蔵省出納条例」の制定により体系化がはかられた。このように明治初期における会計制度が定まらないなかで、郵便および電信事業は開始されることになった。

2 郵便事業の収支構造

(1) 郵便事業システムの形成

明治政府の通信行政は、徳川時代の宿駅・助郷制度にもとづく駅通制を踏襲して水陸運輸・駅通事務は内国事務局の所管となったが、明治元年閏4月(1868年6月)の職制改革により会計官のもとに駅通司がおかれることになった。明治2年4月(1869年6月)に駅通司は新設の民部官(同年7月に民部省)の所管となり、同年8月(1869年9月)には民部・大蔵省に移り、民蔵分離とともに同3年7月(1870年8月)にふたたび民部省の所管となった。

明治4年3月(1871年4月)に東京・大阪間の新式郵便制度が開始されたものの、同年7月(1871年9月)の民部省の廃止とともに駅通司は大蔵省の所管となり、同年8月(1871年9月)の官制改革で駅通寮となった。こうした政府の郵便事業に対する所管官省のめまぐるしい変更と低評価は、電信寮が二等寮であったのに対して、駅通寮が三等寮に位置づけられたことから

2 『法規分類大全』財政門、決算1、165頁。

3 「自明治元年一月至同八年六月歳入歳出決算報告書 上編」『法規分類大全』財政門、決算3、3頁。

4 同決算報告書、4頁。

5 「自明治元年一月至同八年六月歳入歳出決算報告書附録備考」『法規分類大全』財政門、決算3、165頁以下。

6 1875(明治8)年6月まで会計年度は、第1期(慶應3年12月~明治元年12月)、第2期(明治2年1月~9月)、第3期(明治2年10月~同3年9月)、第4期(明治3年10月~同4年9月、同3年10月は閏月なので、実質13ヵ月)、第5期(明治4年10月~同5年12月。ただし太陽暦の採用により明治5年12月3日が1873年1月1日となったので実質的には14ヵ月)、第6期(明治6年1~12月)、第7期(明治7年1~12月)、第8期(明治8年1~6月)であった。1875年度から84年度までは当該年7月より翌年6月までに変更され、86年度より現行の当該年4月から翌年3月までになった。したがって、85年度は同年7月より翌年3月までの9ヵ月。

7 『法規分類大全』財政門、決算3、170頁。

もうかがえる。

近代郵便制度の創設は、政府の近代化政策の一環として導入されたわけではなく、多分に前島の私的な建議にもとづいていた。前島密が近代郵便の創設を思いついたときの本職は租税権正で、明治3年5月（1870年6月）に郵便権正を兼任（郵便正は欠員）することになり、郵便司の実質的なトップの地位についた。前島の通信に対する強い関心は、全国各地を歴訪した際のみずからの経験に根ざしていた⁽⁸⁾が、同時に大蔵省租税寮の官吏であったことにも関係している。

前島は官文書の飛脚支払額が毎月1500両に上る回議書を見て、民部大蔵省改正掛に郵便創設を諮議した⁽⁹⁾。前島が「昔からして日本では、政治家でも学者でも、概して通信の事には甚だ漠然として居て、言はばどういふ考も別に持つて居なかつた」⁽¹⁰⁾と指摘しているように、明治政府には近代郵便に関する格別の知識があったわけではなく、郵便制度を継承した郵便事業は封建的遺制とみなされて重要視されず、ましてや郵便主権についての認識など皆無であった。前島は、郵便も電信も同一官省による所管が望ましいと考えていたものの⁽¹¹⁾、郵便事業の拡大と充実については、政府部内ではほとんど前島個人に一任されていたといつてよい⁽¹²⁾。

明治3年6月（1870年7月）に前島は英国へ派遣されることになったために、後任の郵便権正杉浦穰のもとで明治4年3月に前島案にしたがって東海道筋で試験的に新式郵便が開始されることになった。前島の英国派遣の本務は、鉄道利権の回収のための九分利付英国公債100万ポンド（488万円）に関する訴訟事件の交渉と紙幣製造にあったが、前島はこの機会にイギリスや欧米諸国の郵便事情と制度をみずから現地調査し、1840年にローランド・ヒルによってイギリスで開始され、官営と全国均一料金制を軸とする近代的郵便事業をモデルとして、日本への導入をはかった。

前島は、明治4年8月（1871年9月）に帰朝すると、「今我邦の郵便頭となるべき者は、自分の外には適任者が無いと思つて」請願した⁽¹³⁾ところ、すぐに郵便頭に任命され、8月29日（1871年10月）には「信書郵便帰一ノ律并遠近同価ノ方法ヲ設シム」大蔵省伺を提出した⁽¹⁴⁾。

前島は、郵便事業は「収支相償主義即ち特別会計の様にするのが、斯事業には良法であり、殊に創業の当時には甚だ肝要であると信じて居た」⁽¹⁵⁾が、政府は郵便「事業を重要視しない」だけでなく、「寧ろ賤視して」おり、「政府に向つて逆も多額の支出を望む事も出来」ないので、「収支対償の主義を取つて、節約と権宜の方法とを以て、事業の拡張を計画し」⁽¹⁶⁾、「小費を以て大仕掛の期間を運転する」必要があった⁽¹⁷⁾。こうした政府の財政的制約や消極的な郵便政策のなかで、郵便事業を運用し、発展させるシステムの中核が、財政面での「収支相償主義」⁽¹⁸⁾と、組織面での「実費を掛けずに」地方の人々の「榮譽」や「名誉」など「虚栄を利用

8 前島密「自叙伝」（市島謙吉編『鴻爪痕』1920年）90～94頁、および「郵便創業談」（市島編『鴻爪痕』）6～11頁。

9 前島「郵便創業談」4～5、16頁。

10 前島「郵便創業談」29頁。

11 前島「逋信省の再勤」前島密『郵便創業談』（逋信協会、1936年）221頁。

12 前島「郵便創業談」26頁。

13 前島「郵便創業談」25頁。

14 『太政類典』第2編第186卷第3類 運漕12 陸運 郵便1（郵政省編『郵政百年史資料』第1巻、吉川弘文館、1970年、54頁）。

15 前島「郵便創業談」63頁。

16 前島「郵便創業談」2頁。

17 前島「郵便創業談」81頁。

18 前島「郵便創業談」26、63頁。

して、斯業を發達させる私の一の方略」であった⁽¹⁹⁾。

1871（明治6）年6月14日付の大蔵省伺には、

諸道要勝^(ママ)ノ地ニ郵便役所ヲ可被置ノ処夥多ノ箇所一時建築ノ費用莫大ノ儀且其事務ニ応シ吏員在勤セシムヘキノ処是亦許多ノ費用ニテ即今郵便創業ノ際得失不相酬ノ儀ニ付当分ノ間格別ノ御詮議ヲ以各地土人中ヨリ其任ニ可応者ヲ選ヒ駅通寮十三等出仕以下等外附属ノ格式ヲ賜リ適宜ノ手当ヲ支給シ其者ノ居宅ヲ以テ郵便仮役所ト致シ事務ヲ取扱候様被成度此段相伺申候⁽²⁰⁾

とあり、同年7月の財務課議案でも、「勸奨ヲ主トシ入費ヲ省キ候手段」とされている。これらの史料からみるかぎり、郵便役所の建築費と官吏および事務費が多額にのぼるために、郵便取扱人を選任して「名而已格而已」をあたえ、経費を抑える必要があったことがうかがえる⁽²¹⁾。郵便事業は、官営とほいうものの、こうしたネットワークの地域末端レベルを支えたのは、地方の士族や名主・庄屋をつとめた村役人など徳川期以来の村落コミュニティにおける名望家層が多かったが、名望家層がかならずしも郵便取扱人になったわけではなかった。

三等寮であった駅通寮は、明治5年6月（1872年7月）に二等寮に昇格し、1873年11月の内務省の新設にともなって、74年1月に同省の所管となり、75年11月に一等寮になった。こうした駅通寮の位置づけの急速な変化は、岩倉遣米使節団が欧米諸国の郵便局や印刷所などの関連施設を視察したことにより、政府内で近代郵便制度の重要性が認識されるようになったこと、さらに駅通局が内務省の所轄となり、前島が実務官僚として内務卿大久保利通や大蔵卿大隈重信に信頼され、かれらの理解と支持が得られたことが大きかったと思われる⁽²²⁾。駅通寮は、1877年1月の各省諸寮の廃止にともなって駅通局となり、81年4月には農商務省の新設とともに郵便事務は同省に移管され、さらに85年12月の通信省の創設にともなって同省の所管となった。

(2) 郵便事業の収支統計

表1は、1871年から85年12月の通信省創設までの期間について、郵便事業収支に関する既存の主要な収支統計を比較対照した一覧表である。これらの収支統計を比較して一見してわかることは、収入額および支出額の数値に異同が散見され、その結果、郵便事業収支も各資料によって異なっている。

各資料にしたがって黒字化した期間をみると、『駅通局年報』と『通信事業史』第7巻では1877～81年度の5年間、『駅通局統計書』（駅通局、1886年）では1872年、80および81年度の3年間、『通信事業五十年史』（通信省、1921年）では1880、81年度の2年間となっている⁽²³⁾。

『通信事業五十年史』および『通信事業史』第7巻の統計は典拠が記されていないが、前者

19 前島「郵便創業談」77、80頁。

20 「大蔵省伺」（明治6年6月14日）『法規分類大全』官職門、管制、大蔵省2、902頁。

21 「財務課議案」（明治6年7月）『法規分類大全』官職門、管制、大蔵省2、902頁。

22 「追懐録」（市島編『鴻爪痕』所収）6、10、92頁。前島の大久保との親密な関係は、「夢平閑話」（市島編『鴻爪痕』所収）からも知られる。そのほか石井寛治「文明開化の担い手たち—前島密の位置」『郵政博物館研究紀要』第11号（2020年3月）14～16頁、および井上卓朗「『日本文明の一大恩人』前島密の思想的背景と文明開化」『郵政博物館研究紀要』第11号、67～68頁も参照。岩倉使節団による欧米諸国の郵便関係施設の視察については、久米邦武編・田中彰校注『米欧回覧実記』（2）（岩波文庫、1978年）105～108頁、および『通信事業史』第1巻、14～18頁を参照。

23 『通信史要』（通信大臣官房、1898年、『明治文化全集』第26巻）は、「唯十三、十四ノ両年度ニ於テ多少ノ剰余ヲ生セシノミ」と記している（同書、439頁）。

年/年度	『郵便局年報』			『郵便局統計書』			『通信事業五十年史』			『通信事業史』第7巻		
	収入	支出	収支損益	収入	支出	収支損益	収入	支出	収支損益	収入	支出	収支損益
1871	17,976	35,626	▲ 17,650	17,976	41,516	▲ 23,540	83,555	137,875	▲ 54,320	17,976	35,626	▲ 17,650
1872	65,586	105,036	▲ 39,450	97,593	96,360	1,233	225,723	231,050	▲ 5,327	65,586	105,036	▲ 39,450
1873	225,746	232,803	▲ 7,057	225,781	231,050	▲ 5,269	337,600	407,893	▲ 70,293	225,746	232,803	▲ 7,057
1874	352,245	502,191	▲ 149,946	342,455	407,893	▲ 65,438	278,421	446,206	▲ 167,785	337,600	502,191	▲ 164,591
1875 I	448,527	594,589	▲ 146,061	278,421	446,206	▲ 167,785	583,850	1,293,966	▲ 710,116	249,363	315,310	▲ 65,947
1875 II	595,202	713,244	▲ 118,042	647,274	1,293,966	▲ 646,692	693,390	1,064,562	▲ 371,172	583,850	694,625	▲ 110,775
1876	697,846	794,353	▲ 96,507	703,886	1,064,562	▲ 360,677	811,859	1,039,375	▲ 227,516	693,390	778,631	▲ 85,241
1877	813,778	768,495	45,284	816,772	1,039,375	▲ 222,603	949,188	1,125,166	▲ 175,978	811,859	746,447	65,412
1878	949,357	826,379	122,978	955,417	1,125,166	▲ 169,749	1,173,457	1,405,527	▲ 232,070	949,188	826,379	122,809
1879	1,173,692	1,091,900	81,792	1,181,423	1,404,867	▲ 223,444	1,424,183	1,347,723	76,460	1,173,457	1,091,900	81,557
1880	1,424,350	1,347,723	76,628	1,424,563	1,347,723	76,840	1,612,775	1,546,181	66,594	1,424,183	1,347,723	76,460
1881	1,660,897	1,470,913	189,983	1,612,096	1,546,181	65,915	1,894,981	2,274,247	▲ 379,266	1,612,775	1,546,181	66,594
1882	1,895,259	2,005,249	▲ 109,991	1,895,128	2,274,247	▲ 379,119	1,996,686	2,452,402	▲ 455,716	1,894,981	2,005,247	▲ 110,266
1883	1,999,839	2,177,702	▲ 177,863	1,999,839	2,452,402	▲ 452,563	2,148,701	2,499,827	▲ 351,126	1,996,686	2,177,702	▲ 181,016
1884	2,148,178	2,222,027	▲ 73,849				1,601,842	1,804,001	▲ 202,159	2,144,252	2,222,027	▲ 77,775
1885	1,602,821	1,720,519	▲ 117,698							1,599,255	1,728,853	▲ 129,598

資料) 『郵便局(局)年報』第2次(1873)～第15次(1885)、『郵便局(局)年報』第9巻、吉川弘文館、1968年)、郵便局編『郵便局統計書』1886年(『郵政百年史資料』第30巻、吉川弘文館、1971年)、『通信事業五十年史』(通信省、1921年)附録108～109、111～112頁、および『通信事業史』第7巻(通信省、1940年)279～282頁。

注) 『郵便局(局)年報』の1873年から81年度までは『出納比較表』の精算額、1882年度以降は『出納比較表』の記載がないので、収入は合計額、支出は合計額、支出は合計額を除く。『郵便局年報』の75年I期の精算額は、細目と大きな差があり疑問が残るが、そのままとした。

表1 郵便事業収支統計、1871～85年(単位:円)

は『駅通局統計書』の統計に近く、後者は、1871年（第1期）から73年（第3期）の収入、および71年（第1期）から74年（第4期）の支出は『駅通寮年報』に一致し、また75年度以降は収入・支出ともに『駅通局年報』の数値に一致するかあるいは近似値になっているので、おそらく『駅通局年報』の統計にもとづいていると推測される。

郵便事業収支の通説とされているのは、『駅通局年報』や『通信事業史』第7巻に依拠した統計で、『郵政百年史』でも、『駅通局年報』に依拠して、郵便事業は、初期には支出超過であったものの、77年度に黒字化し、松方財政期の82年度以降はふたたび赤字に転換したと指摘されている⁽²⁴⁾。

政府および各省局の歳入出決算統計は、『法規分類大全』財政門に掲載されているが、『駅通局年報』や『駅通局統計書』の当該年度の統計と比較照合しても、それぞれの統計レベルで数値の調整がなされているためか、総額を含めて数値が一致しない費目も散見される。『駅通局年報』の数値は、おそらくさきにふれた「出納原簿ノ現計」に近い数値と思われるが、収支統計では、振替、脱漏、未収金償還などによる修正や調整がなされているので、『駅通局統計書』の統計が最終精算額に近い数値と考えられる。いずれにしても、こうした収支統計の異同を確認するために、本稿では『駅通局年報』に立ち戻って再検討する。

(3) 郵便事業の収入構造

明治元年2月（1868年2月）の三職八局制により会計局が設置され、同年4月に大蔵省が設置されると、すべての経費は出納司（同年8月に出納寮）から各官省に支出されるようになった。明治4年7月（1871年9月）に駅通寮が大蔵省の所管になると、駅通寮会計課が出納事務を担当した。明治5年10月には定額金制度が定められ、各官省は毎月大蔵省から年額を12分した月割で定額金を交付されるようになった。駅通寮（局）の経費は所管の大蔵省の定額金から交付され、「官禄月給旅費等ノ定額金ヲ以テ支弁スル」ようになった⁽²⁵⁾。

表2は、郵便事業収入の主要費目をしめている。東京・大阪間の新式郵便は、明治4年1月（1871年3月）の郵便創業布告にもとづいて3月より実施されたが、郵便収入は、同年11月（71年12月）の郵便切手の発売以降のことなので、明治4年（第5期）からはじまる⁽²⁶⁾。

郵便事業収入は、政府財政の収入費目としては大きく郵便税収入と雑収入の2つにわけられ、そのほかに「計外収入」がある。1875年度までは、収入・経費ともに費目表記が一定せず、試行錯誤の状況にあったことがうかがわれる。

郵便税収入は、地稅（地租）、海關稅、酒造稅につぐ主要費目で、政府財政収入にしめる割合は、明治初期こそ低いものの、1876年度には1%をこえ、83、84両年度には3%をしめるまでになった⁽²⁷⁾。

郵便税には、郵便切手代、葉書封皮代、帯紙代、私書箱料、外国郵便物通送料、郵便為替手

24 『郵政百年史』200～201頁。なお、『郵政百年史資料』第30巻の「通信事業関係経費収支状況」（86～87頁）には、典拠として『駅通局年報』があげられているものの、電信および電話の事業費が計上されていないだけでなく、『駅通局年報』の収入費目に記載されている「郵便為替（手数料）」および「郵便貯金（所得）」の統計の記載もなく、通信事業収支統計としてはきわめて不十分である。

25 「自明治元年一月至同八年六月歳入歳出決算報告書 上編」『法規分類大全』財政門、決算3、170頁、『通信事業史』第7巻、114～115頁。1875年度から従来の各省定額金（一般経費）は、定額常費、額外常費、臨時費の3費に大別されるようになった（深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』御茶の水書房、1995年、120～121頁、神山恒雄「官営事業の財源確保」鈴木淳編『工部省とその時代』山川出版社、2002年、36頁）。

26 『法規分類大全』財政門、決算3、16頁。郵便料金は、当初は「郵便賃銭」とよばれたが、1873年3月の郵便規則により郵便税と定められた。

27 『明治大正財政詳覧』東洋経済新報社、1926年、2、15、24頁。典拠は『明治財政史』第3巻。

年/年度	郵便税収入							雑収入	計	計外収入	総計
	郵便切手代	葉書代	約束郵便税	郵便為替料	貯金預金所得	計(その他とも)					
1871									17,976		17,976
1872									65,586		65,586
1873									225,746		225,746
1874	320,004	16,996		3,722	35	337,600		14,645	352,245	19,196	274,877
1875 I	224,340	20,360		21,138	148	249,363		6,318	255,681	28,461	623,663
1875 II	518,288	42,147		25,837	524	584,003		11,199	595,202	76,906	774,752
1876	597,388	66,044		18,302	1,273	693,914		2,627	697,846	115,298	902,970
1877	686,182	102,113		22,541	1,402	811,151		169	813,778	41,845	991,202
1878	784,980	139,772		26,877	6,498	949,188		229	949,357	71,667	1,245,359
1879	958,134	177,262	24,993	33,837	16,983	1,173,463		162	1,173,692	936	1,425,291
1880	1,112,666	232,186	36,861	48,910	18,391	1,424,188		110	1,424,350	455	1,661,352
1881	1,288,355	263,829	170,073	60,665	23,579	1,660,787		278	1,660,897	—	1,895,259
1882	1,328,188	308,078	277,872	59,319	46,616	1,894,981		3,153	1,895,259	—	1,999,839
1883	1,230,162	355,769	379,586	60,607	—	1,996,686		3,926	1,999,839	—	1,999,839
1884	1,273,899	403,553	207,796	43,340	—	2,144,252		2,522	2,148,178	—	2,148,178
1885	992,822	331,544				1,600,299			1,602,821	—	1,602,821

資料)「郵便寮(局)年報」第2次(1873)～第15次(1885)〔「郵政百年史資料」第9巻〕より作成。

注) (1) 1873、74年は1～12月、75年I期は1～6月、75年II期～84年度は7月～12月。

(2) 「郵便寮年報」では、1875年I期が6カ月であったために最終精算額を2倍にしている。半年分に修正した。

(3) 郵便為替料は、1878年度までは郵便為替手数料。葉書代は葉書・封皮代・新聞帯紙代を含む。約束郵便税は1882年までは内国特別約束配達料。

(4) 1879年度の収入表には、馬車会社年賦金、郵便税追納及年賦金など4項目計1,519円の計外収入が記載されているが、管船課の計外収入三菱会社年賦金および汽船私下代年賦金計7万1477円は記載されていない。〔「郵政百年史資料」第9巻、347、407頁〕。

表2 郵便事業収入主要費目、1871～85年 (単位:円)

数料、貯金預利利益金（貯金所得）、約束郵便税（1882年度までは内国特別約束配達料、1879年度までは雑収入に計上）などが含まれる。

明治4年1月の郵便創業布告では郵便物は書状のみにかぎられていたが、同年11月（1871年12月）に新聞紙、書籍、見本品が追加され、1873年5月には郵便事業の政府専掌が明示されるとともに、飛脚による信書の通送が禁止された。1873年11月には郵便葉書が発行され、75年1月に郵便為替業務、同年5月に貯金業務の一般取扱が開始され、さらに75年12月には雑誌など定時刊行物も取扱いの対象となった。1880年代までは書状が中心であったが、しだいに葉書が手軽な通信手段として広範に利用されるようになった⁽²⁸⁾。

郵便料金は、距離別料金制のために遠距離通信には不利であったが、1873年4月に郵便料金の基本単位が4匁から2匁に変更され、市外郵便の基本料金は2銭、市内は1銭とする全国均一料金制度が実施された。前島は、この基本単位の変更を料金引下げのための「一時の姑息法」で、「唯最初十余年間だけの事」と考えたが、松方財政の経費節減で4匁への再変更をはたせなかった、と述懐している⁽²⁹⁾。

郵便事業のインフラの整備は、新式郵便制度の試験的实施にともなって、東京、京都、大阪、横浜、神戸、長崎、函館に郵便役所が設けられた。全国の主要地に郵便取扱所が開設され、1872年には県庁所在地や港市などの主要都市をリンクする基幹郵便ネットワークが完成した。郵便局数は1872年以降急増し、78年度には「深山狐鳴ト雖トモ新ニ線路ヲ開設シ勉テ交際上ノ計ルヲ主眼」⁽³⁰⁾として拡張政策がとられたために、「郵便線路ハ十一年ヲ以テ略々全国各地ヲ連絡シ郵便局ハ則チ十五年ヲ以テ前後無比ノ大数ニ上リタリ是時ニ当リ事業ノ拡張殆ト其極度ニ達ス」⁽³¹⁾と指摘されるように、郵便局数は1883年に5,369局でピークに達し、国内の郵便ネットワークは1880年代初めにはほぼ完成した。

こうした郵便局の設置や郵便線路の延長など郵便インフラの整備にともなって郵便物数は増加し、郵便税収入額は急増した。郵便税のうち、郵便切手代が最大の収入費目で、1874～85年度平均で収入の75.5%、ついで葉書・封皮・帯紙代が13.4%をしめ、この両者で収入の90%弱に達した。

1875年の郵便為替および郵便貯金業務の開始にともない、国内の郵便為替の取扱の増加とともに郵便為替収入も増加し、また貯金および預金などの手数料収入も増加した⁽³²⁾。ただし、郵便為替の収入にしめる比率は3%前後にすぎず、また貯金および預金などの手数料収入は増加したものの1～2%をしめるにとどまった。そのほか「金子入書」（83年の郵便条例で「貨幣封入郵便」）があるが、郵便為替の普及と民間の送金業務の発達によりしだいに減少していった。

約束郵便（特別地方郵便）は、地方行政機関が料金後納で一括納付する郵便物で、その端緒は1873年の神奈川県と外務省など行政機関間の文書通送にさかのぼることができるが、83年1月に制度化された⁽³³⁾。約束郵便税収入は80年代に急増し、葉書・封皮代収入に匹敵する収入源になったことが注目される。

28 杉山伸也「情報革命」西川俊作・山本有造編『産業化の時代・下』（『日本経済史』5、岩波書店、1990年）140頁。
29 前島「郵便創業談」63頁。1883年1月の郵便条例の実施にともなって従来の料金制度は廃止され、市内・市外ともに2匁ごとに2銭とする同一の均一郵便料金制に改正された（『通信事業史』第7巻、219～222、275頁）。
30 「逓送局第八次年報」『郵政百年史資料』第9巻、347頁。
31 『通信史要』417～418頁。
32 「郵便為替料及貯金預り利益金ハ十二年度マデハ郵便税中ニ加ヘザル例規ナリシガ十三年度以降之ヲ郵便税目ニ加フルトナレリ」とある（『逓送局統計書』82表『郵政百年史資料』第30巻、147頁）。貯金業務は、85年1月に大蔵省に移管された。

雑収入には、「難破船損失分賦金」(1875年1月～76年6月)、「横浜製鉄所納」(74年1月～77年度)、「汽船貸渡税」(1875年度)、「外内国人海員技術並水先試験料」(1876～77年度)、「建築払代」(1878年度)、「官宅及地所貸渡料」(1879～80年度)、「官舎貸渡料」(1881～82年度)、「家屋払下代」(1882～85年度)、「物品払下代」(1882～85年度)、「罰俸違約謝金」(1882～85年度)、「内国郵便為替資金還納金」(1883～85年度)がある。

雑収入のほかに、1875年以降81年度まで「計外収入」(82年度以降は「雑収入」に組入れ)があり、「汽船払代及年賦金」(1875年1月～79年度)、「馬車会社年賦金」(年額500円、1875年1月～79年度、80～81年度は「広運舎年賦金」)、「三菱会社年賦金」(1876～79年度)、「旧郵便汽船会社地所并建屋払代」(1876年度)、「横浜製鉄所物品払代」(1877～78年度)、「郵便税追納金」(1879～81年度)、郵便税年賦金(1879～81年度)などが計上されている⁽³⁴⁾。

(4) 郵便事業の支出構造

駅通局の経費は、1873～80年は内務本省の定額金から支出されたが、74年以降各省経費の節減により駅通局経費の増額はむずかしく、81年に農商務省の所管に移行したのちも、82～84年度は紙幣整理のために経費の定額は据え置かれたために、郵便収支は支出超過の状態が継続したという⁽³⁵⁾。

表3は、郵便事業の主要経費をしめしている。駅通局の経費は、「本局仕払」分と「他局仕払」分にわけられ、そのほかに「計外費」がある。支出にしめる各経費のシェアは、1872～85年平均でみると、俸給が12.5%、郵便取扱費が9.7%(1874～85年平均)、郵便運送費が44.1%、傭外国人諸費が2.1%となり、これら人件関係費で支出総額の68.4%をしめ、郵便事業が労働集約的であったことがうかがえる。

「俸給」には、日本人の官吏の月給、諸傭人の給料のほか旅費、賄料などを含まれている。駅通局の人員は表4にしめされているが、大きく官吏と所属人にわけられ、このほかに郵便受取所および郵便切手売下所の人員を含めるとさらに増加する⁽³⁶⁾。

「傭外国人諸費」は、御雇外国人および外国人傭人の給与および旅費で、実際には洋銀で支給された。英米仏3国が横浜、長崎、神戸の居留地内に郵便局を開設し、外国郵便の取扱いを開始していたので、1873年2月に日米郵便交換条約の締結と在日外国郵便局の撤退交渉のために米人ブライアン(Samuel M. Bryan)を雇用したのが御雇外国人の最初で、同年8月に日米郵便交換条約が締結され(75年1月施行)、79年4月に日本は万国郵便連合に加盟した⁽³⁷⁾。郵便事業における御雇外国人数は、『駅通局年報』によれば、77年の13名がピークで、米国人が多数をしめ、英国人を主流とする電信事業とは対照的であった。1878年以降神戸、長崎両局の

33 井上卓朗「日本における近代郵便の成立過程」『郵政資料館研究紀要』第2号(2001年3月)は、約束郵便を「特別地方郵便制度による公用通信網の取り込み」と位置づけている(40、44頁)。

34 『郵政百年史資料』第9巻、342、368頁。海軍省所管の横浜製鉄所は、1873年12月に大蔵省駅通寮に移管された。1878年度収入表の「計外収入」は、「馬車会社年賦金」と「罰俸及違約謝金」の2費目のみで、管船課の「三菱会社年賦金」、「汽船払代」、「横須賀製鉄所物品払代」計4万1303円は含まれていない。また、79年度の収入表には、「馬車会社年賦金」、「郵便税追納及年賦金」など4項目計1519円の計外収入が記載されているが、管船課の計外収入である「三菱会社年賦金」および「汽船払下代年賦金」計7万147円は記載されていない(『郵政百年史資料』第9巻、347、407頁)。

35 『通信事業史』第7巻、270、278頁。

36 官等別の月給額については、『通信事業史』第1巻、181～185頁、および農商務省伺「駅通局官等並月給増設の件」(明治15年6月)『郵政百年史資料』第1巻、434～435頁に詳しい。

37 この間の事情については、前島「郵便創業談」35～48頁に詳しい。前島は、日米郵便交換条約の施行が「通信上の国権を恢復する第一段落」であり、「帝国史に特筆大書すべき一大吉辰」と述べている(『郵便創業談』41頁)。

年/年度	郵便局(寮)支払分										計	他局仕分	経費計	計外費	うち三菱会社助成金	総計	
	俸給	備外国人諸費	営繕費	郵便器械代	郵便取扱費	郵便通送費	郵便為替・貯金等手数料	計(その他とも)									
1870	11,768		813	100		36,237				53,548							
1871	23,309		467			11,815				35,626							35,626
1872	19,639		3,162	4,778		64,535				105,036							105,036
1873	25,633	10,920	7,220	10,688		137,858				232,803							232,803
1874	80,967	15,819	34,516	-	13,053	219,965				475,541			26,649				502,191
1875 I	43,672	14,131	5,192	5,637	21,123	159,600				309,322	716		5,988				315,310
1875 II	111,683	29,478	41,009	30,309	72,408	318,770				709,322	4,377		3,922				713,244
1876	121,546	36,793	21,527	19,836	95,231	371,060				794,353	6,774		3,023				794,353
1877	107,735	31,820	9,105	12,145	109,800	376,361				768,495	3,447						771,517
1878	111,525	21,099	13,509	18,035	127,331	392,315				826,379	3,302						826,379
1879	158,098	24,850	61,079	31,800	154,229	469,061				1,091,900	5,683						1,091,900
1880	133,611	28,512	43,328	42,397	182,791	719,894				1,347,723	8,517						1,347,723
1881	162,138	10,267	22,570	46,353	178,744	818,091				1,470,913	8,441						1,470,913
1882	198,404	19,130	34,620	72,868	280,590	1,042,353				2,005,249	5,752						2,005,249
1883	294,423	3,440	24,667	70,755	334,820	1,144,545				2,177,702	1,635						2,177,702
1884	382,849	3,422	40,121	25,735	201,426	1,007,343				2,222,027	186,352						2,222,027
1885	332,856	2,565	61,949	23,144	156,245	769,044				1,720,519	143,777						1,720,519

資料) 1870、71年は『郵便明鑑』(『郵政百年史資料』第12巻)、1872年以降は『郵便寮(局)年報』第2次(1873)～第15次(1885)(『郵政百年史資料』第9巻)より作成。1877～79年度の計外費は、『郵便局統計書』(『郵政百年史資料』第30巻)により補足。

- 注) (1) 1870～74年は1月～6月、75年I期は1月～6月、75年II期～84年は7月～翌年6月、85年は7月～12月。
 (2) 1870年は「官禄米」支給分を除く。
 (3) 俸給は官吏月給、諸備給料、および旅費。備外国人諸費は給与および旅費。1874、75年I期の備外国人諸費には横浜製鉄所備外国人を含む。
 (4) 郵便取扱費は郵便取扱人(役)手当、1870～73年は通送費に含まれている。郵便通送費は、郵便物集配通送脚未算。ただし、1870年の郵便通送費は「人馬渡船賃」。
 (5) 1873年の営繕費は建築費、74年は「三港郵便役所建築費」および「建家及買上地代並営繕費」の合計、75年I期は「建家及買上地代並営繕費」。
 (6) 1875年I期の他局仕分は概算。77年度の他局仕分は「額外旅費」。

表3 郵便事業支出主要費目、1870～85年 (単位: 円)

年／年度	官 吏					所 属 人 員						製鉄所詰	総計
	勅任	奏任	判任	等外出仕	計	郵便取扱役	同見習	郵便取扱人	集配人	傭外国人	計 (その他とも)		
1871					85	15		959	119		1,128		445
1872		2	46	37	161	300		1,110	285		1,785		1,213
1873		3	83	75	222	3,236			324		3,704		1,946
1874		4	104	114	276	3,523	11		391	6	4,147	30	3,956
1875 I		3	127	146	324	3,802	74		523	10	4,703	33	4,456
1875 II	7		154	163	197	3,879	220		1,490	11	6,081		5,027
1876	3		101	93	165	3,931	280		1,971	13	6,739		6,278
1877	1		96	65	148	4,063	371		2,198	10	7,357		6,904
1878	1		105	37	238	5,102			2,493	8	8,408		7,504
1879	1		191	41	270	5,683			3,968	5	10,603		8,646
1880	1		218	47	365	6,064			4,407	2	11,611		10,873
1881	1		310	49	531	5,566			6,980	1	15,073		11,976
1882	1	11	480	39	631	5,603			11,534	1	18,734		15,604
1883	1	18	553	59	708	5,251			12,456	1	19,449		19,365
1884	1	23	633	51	678	4,701			—	1	6,388		20,157
1885		15	624	39									7,066

資料) 『郵便寮(局)年報』各年人員表より作成。

注) (1) 1877、78年度の勅任官は兼務。79、81年度の奏任には准奏任、79年度の判任には准判任を含む。80、81年度の判任には兼務を含む。81年度の等外出仕には兼務、84年度の等外出仕には准等外御用掛を含む。

(2) 1879年度以降、郵便取締役は郵便取扱役見習を含む。

(3) 1885年度は逓信省新官制任命済みと未任命の合計、また85年度の判任官には非職官吏74名を含む。

表 4 郵便寮(局)官吏および所属人員数、1871～85年 (各年度末)

外国人による取扱は漸次廃止されて日本人職員が代替し、在日英国郵便局は79年12月に、仏国郵便局も80年3月に閉鎖され、御雇外国人数は急減した⁽³⁸⁾。

「営繕費」は、郵便局舎の新築および修繕費であるが、ほかに建家・敷地の買上費などがある。郵便局舎の建設は駅通局の「本局及出張郵便局」にかざられるので、支出は多くない。たとえば、1875年1月の日米郵便交換条約の実施にあたり、74年に横浜、神戸、長崎三港に郵便局を新築したが、「三港郵便役所建築費」の最終支出額は2万9997円であった⁽³⁹⁾。

「郵便取扱費」は、郵便取扱人(役)の手当で、1870~73年は郵便通送費に含まれている。官営郵便の開始にあたり、政府は明治4年3月に東海道筋から長崎まで東京を除く179駅に郵便取扱所を設置することにし、各取扱所の手当てを定めたものの、郵便取扱所の設置地域については再調整が繰り返された⁽⁴⁰⁾。明治4年12月に政府は郵便取扱人を各地方の民間から採用することにし、さきの前島の述懐にもあるように、準官吏として高い名目的な社会的地位をあたえ、「虚栄」を利用して国家事業の一環に組み込み、郵便取扱人は自宅を仮役所として無償で提供した。1873年8月に郵便取扱人は郵便取扱役に改称されて1等~7等に等級づけられ、1等は駅通寮13等出仕に準ずるものとされた。郵便取扱人は請負制で、等級に応じた官禄米(口米)のほか、筆紙墨料として「其材幹ニヨリ二十円乃至三十円ヲ支給」された⁽⁴¹⁾。

駅通寮は、1873年4月に最終的に268箇所の郵便役所および郵便取扱所の等級区分をおこない、「京阪及開港場ノ地ハ一等役所各県在廳或ハ輻輳ノ地ハ二等役所以下三四等役所モ亦……地勢ノ模様ニ依リテ区分」し、一等役所1、二等役所64、三等役所47、四等役所150、および無等6箇所に区分し、そのほかに1,232箇所の郵便取扱所をおいた。同時に郵便取扱人は1役所1名として、取扱人267名(高崎を除く)の等級格付がおこなわれ、13等出仕1名、14等出仕4名、15等出仕17名、等外1等48名、等外2等28名、等外3等44名、等外4等125名で、各郵便取扱人の扶持米口数(1ヵ月1口~15口)、筆紙墨料(月額10銭~1円)が定められたほか、静岡、名古屋、新潟、金沢など11箇所の二等郵便役所に書記が配置されることになった。これら経費の総額は2万4552円となるが、ここから現物給付の扶持米を除くと1万8362円70銭となる⁽⁴²⁾。

経費のうち、扶持米は1,508人口、年額6189円30銭(1口は年当たり米1石8斗、米1石3円25銭として換算)、筆紙墨料は年額1206円60銭であったので、郵便取扱人1人あたりの平均口米額は年23.18円、1人あたりの筆紙墨料の平均額は年4.52円となり、合計すると27.70円となる。この数値は、さきの「二十円乃至三十円ヲ支給」と整合している⁽⁴³⁾。

1874年1月には郵便取扱所はすべて平郵便役所に改称され、翌75年1月に郵便役所は郵便局と改称されて一等~五等にわけられ、従来の平郵便役所は五等郵便局になるとともに、別に郵

38 「駅通局第七次年報」『郵政百年史資料』第9巻、334頁。ブライアンについては、「サミュエル・エム・ブライアン」『郵政百年史資料』第24巻、41~49頁、および高橋善七『御雇外国人一通信』(鹿島研究所出版会、1969年)200~204頁。高橋は、郵便事業の御雇外国人は最大で76~78年度の10名としている(同書、132頁)。

39 『太政類典』第2編第193巻『郵政百年史資料』第1巻、201~210頁、および「駅通寮第二次年報」『郵政百年史資料』第9巻、217頁、および『通信事業史』第7巻、732、775頁。

40 『駅通明鑑』『郵政百年史資料』第12巻、315~336、380~381頁、および『郵政百年史資料』第13巻、111~149頁。浅見啓明「明治初期の官員派遣とボタ印配布の関連」『郵便史研究』第8号(1999年9月)1~2頁も参照。

41 「財務課議案」(明治6年7月)『法規分類大全』官職門、管制、大蔵省2、902頁。

42 『法規分類大全』官職門、管制、大蔵省2、903~916頁。明治5年3月の省議では、三府五港の郵便役所のうち新潟だけが二等役所に区分されていたが、県令楠本正隆と郵便取扱役荒川太二の政治工作により1873年に一等郵便役所となった。同年の等級区分で一等郵便役所に昇級したのは新潟のみであった(石黒正英「新潟郵便役所と荒川太二」『郵便史研究』第11号、2001年3月)。

43 「同[駅通]寮ヨリ財務課へ再回答」(明治6年7月17日)『法規分類大全』官職門、管制、大蔵省2、903~917頁。

便取扱所がおかれた⁽⁴⁴⁾。1874年の「明治第七駆通寮年報」(第三次)は、つぎのように述べている。

現今各地ノ郵便局ハ皆其取扱役ノ私宅ナリ又取扱役ニ給与ノ金ハ僅ニ其ノ名ヲ附スルノミ全ク労費ノ実ニ対シテ報フヘキノ額ニ非ラス唯幸ニ其役員等能ク郵便施行ノ主旨ヲ体シ公共ノ便利ヲ進ムヘキ事務ヲ奉スルヲ榮トスルト或ハ政府ノ役ニ復スルヲ譽トスルニ情アルニ依リ其ノ空名ヲ以テ此現況ヲ維持スルノミ漸ク人民ノ感覺ヲ転シ其名実ヲ治メントスルニ随ヒ郵便局ハ官設セサルヘカラス其俸給ハ増サ、ルヘカラス⁽⁴⁵⁾

しかし、郵便局の経営は郵便為替資金など私財の持出しも多く、とくに松方デフレによる不況期には局費緊縮とかさなって経営的に苦しくなり、閉鎖・廃業があいついだといわれる⁽⁴⁶⁾。

郵便取扱役は、一等郵便局(「本局及出張郵便局」)を除く二等以下の郵便局と郵便受取所におかれたが、複数の郵便取扱役が在籍している郵便局もみられた⁽⁴⁷⁾。1879~81年度の拡張期には見習を含む郵便取扱役数が急増し、郵便取扱役数が郵便局および郵便受取所の合計数を大幅に上回り、郵便局および郵便受取所の増置にともなって支出も急増し、郵便取扱費の負担が重くなっている。ここでは、表3から郵便取扱費を郵便局および郵便受取所の合計数で除して、1875~81年度の1局あたりの平均郵便取扱費を算出すると29.7円となる。

1883年3月には駆通区編成法の施行により全国を52駆通区にわけ、35駆通出張局が設置された⁽⁴⁸⁾ために、一等郵便局の急増にともなって官吏俸給や郵便取扱費も増加した。これは表3の駆通局の支出増にも反映し、同時に82、83年度には郵便取扱費の平均支給額も年額50~60円に増加したが、84年度以降郵便局の整理が進むにつれて、支給額も年額40円弱に下落している。

駆通局が支出する「郵便送費」は、一等郵便局間および二等以下の郵便局への郵便物の遞送と集配業務の脚夫賃である。「集配人ハ元発着課及官吏在勤ノ郵便局ノ外ハ皆月額受負金ヲ以テ集配人ヲ傭使スル」⁽⁴⁹⁾とあるように、一等郵便局以外の集配業務費は郵便取扱費に含まれていないので、二等以下の郵便局の集配業務費を含めれば、郵便送費の金額はこれ以上になる。

陸路による郵便物の遞送は、人力車、馬車、鉄道へと輸送手段は変化したとはいえ、基本的には「脚夫が唯一の機械」⁽⁵⁰⁾いわれるように、旧来の飛脚と異なるところはなく、1870年代末になると通信数の増加にともなって郵便収入は増加したものの、同時に郵便局の増設や郵便集

44 『駆通局年報』では、「一等郵便局」は、1878年度までは「本局及出張郵便局」で、「一等郵便局」と記載されるのは79年度以降である。

45 『郵政百年史資料』第9巻、219~220頁。

46 1883年1月施行の郵便条例によれば、郵便取扱役は実価200円以上の土地または家屋を所有する者で、局舎には自宅を無償で提供することになっていた。この郵便条例とともに、郵便取扱役に手当および職務取扱諸費(従来の筆紙墨料)が支給されるようになった。1886年の局等級種別等改正により郵便局の等級は5等級制から3等級制に改定され、従来の五等郵便局は三等郵便局となり、同時に三等郵便局長採用規則が設けられた。三等郵便局の経営については、小池善次郎編『特定局大鑑』(伊藤書房、1950年)、高橋善七編『山の郵便局の歩み—特定局史』(特定史刊行会、1951年)、大島藤太郎『封建的労働組織の研究』(御茶ノ水書房、1961年)第3篇、田原啓祐「戦前期三等郵便局の経営実態」『郵政資料館研究紀要』創刊号(2010年3月)、磯部孝明「五等郵便局の経営実態」『郵便史研究』第21号(2006年3月)、藪内吉彦「郵便取扱役制度の一考察」および山崎善啓「明治期における郵便局所開廃の実態」ともに『郵便史研究』第22号(2006年10月)などを参照。

47 たとえば、『郵便取扱役姓名録』(明治14年)『郵政百年史資料』第24巻を参照。

48 『通信事業史』第7巻、279頁。

49 「駆通局第十五次年報」『郵政百年史資料』第9巻、574頁。

50 前島「郵便創業談」57頁。

配度数の増加など郵便事務やサービスの拡大にしたがって、郵便脚夫費などの費用も増加した⁽⁵¹⁾。

「郵便為替費」は、郵便為替資金の利子および取扱手数料や掛屋預改手数料などで、このほかに切手・封皮葉書・飛信切手の「郵便切手類製造費」などがある。

こうした経常経費のほかに、郵便事業に付随して1874年～77年度には「他局仕払分」と75年度以降の「計外費」⁽⁵²⁾がある。「他局仕払分」には、「紙幣寮仕払郵便切手製造費」(1874年)、「製作寮仕払本寮〔駅通寮〕建築費」(1874年～75年6月)、「本省〔内務省〕第四局仕払本寮営繕費」(1874年～75年6月)、「同〔内務省〕第三局支給刊行物代価」(1874年～75年6月)、「本省図書局仕払刊行物及書籍費」(1875年度)などの費目が計上されている。

管船事務は、明治5年4月に大蔵省駅通寮に船舶課が新設され、内務省に移管された後も駅通局の業務の一環で、海路による郵便物の通送も対象であった。汽船による郵便物の通送は、明治4年末に横浜・横須賀間、75年には東京・横浜と函館間の海路往復便が開始された⁽⁵³⁾が、1880年における郵便線路延長距離は、陸路4万6511キロに対して、水路は2万5306キロにおよび、定期汽船による郵便物通送も明治期においては重要な位置をしめていた⁽⁵⁴⁾。

1875年以降の「計外費」の規定については明らかではないが、「郵便汽船三菱会社助成金」(1876年度から年額25万円)、「三菱会社商船学校資金」(「三菱会社私学建設補助金」、75年度は8,750円、76年度以降年額1万5000円)、「飛信通送脚夫賃」(1876、77年度)、「沖縄航航海手当」(75年には「琉球往復郵船費」3,000円が駅通寮仕払分から支出されている。1877、78年度は「琉球国航海手当」年額6,000円が駅通局費として支払われている。78年度は管船課の経費で支払われたことになっているが、同年度の出額表には記載されていない。79～82、84年度は年額9,000円、83年度は7,500円、85年度は7,750円)、「朝鮮国定期航海費」(1879年度以降、84年度から「朝鮮国仁川港航海費」。79年度3,333円、80～82年度1万円、83年度7,200円、84年度8,800円、85年度6,400円)、「魯国浦潮港航海費」(83、84年度年額1万円、85年度7,500円)などの航海助成金のほか、「為替資金損失」(1877年度以降)が計上されている。こうした航海助成金の総額は、75年度から85年度までの11年間に271万9162円にのぼった⁽⁵⁵⁾。

政府の郵便物の通送に対する航海助成金は、1874年1月に日本国郵便蒸気船会社と琉球藩との郵便通送に関して、年6回の往復航海を条件に年額6,000円の助成金を5年間下付する契約を交したことに始まる。この航路は、「郵便通送ヲ本名トナスト雖モ最モ緊要トナスヘキ一務ハ琉球藩ヲ本邦ニ結フノ大往還タル線路トナスノ主旨ナレハ」(第12条)とあるように、当時の琉球帰属問題に関連した政治的な意味をもっていた⁽⁵⁶⁾。

海運政策をめぐる大蔵省と内務省が対立しており、1875年2月に大蔵省(旧台湾蕃地事務

51 『法規分類大全』財政門、決算4、90、219、289頁。

52 「計外費」の問題については、すでに杉山伸也「明治前期における郵便ネットワーク<情報>の経済史 I」『三田学会雑誌』79巻3号(1986年8月)で指摘されている(48頁)。

53 「駅通局第十次年報」『郵政百年史資料』第9巻、433頁、および『通信事業史』第2巻、367～369、374頁、同第6巻、759頁。

54 『通信事業史』第2巻、599頁。郵便線路距離数をみると、実距離数では陸路と水路の割合はほぼ2：1であったのに対して、延距離数では9：1となっているので、内国郵便物の輸送の大部分は陸路によっていたと推測される。

55 『通信事業史』第7巻、296～297頁。

56 『太政類典』第2編第193巻『郵政百年史資料』第1巻、228～238頁、および『近代日本海運生成資料』(日本経営史研究所、1988年)403～405頁。前島も「自叙伝」で、この点にふれている(「自叙伝」117～118頁)。1875年9月に琉球航路が三菱会社に変更された際にも、郵便蒸気船会社との規定がそのまま継承された(『駅通局類聚摘要録』『郵政百年史資料』第14巻、478～480頁)。日本国郵便蒸気船会社については、宮本又次「廻漕会社と日本国郵便蒸気船会社」『明治前期経済史の研究』(清文堂出版、1971年)第2章を参照。

局)のもとで三菱会社が横浜・上海間の航路を開設し、郵便物の通送を開始したのに対して、駅通頭前島は、郵便物の通送は駅通頭の「特任」事項で民間による信書の通送は禁止されているうえに、同年1月施行の日米郵便交換条約にともない横浜・上海間の郵便輸送は太平洋郵船会社と契約を締結している⁽⁵⁷⁾ので、三菱による郵便物の通送は「不法」行為で「甚々不都合」であるとして郵便犯罪罰則に抵触すると抗議し、大蔵省は予算書に航海助成金や海員養成費の項目をたてずに、管船業務から撤退したという⁽⁵⁸⁾。

沿岸航行における「航権」確保の必要性を主唱していた前島は、商船管掌事務に関する建議書を大久保内務卿に提出した。大久保は1875年5月に前島案にそった「商船管掌事務ノ儀ニ付伺」を提出し⁽⁵⁹⁾、太政官の認めるところとなり、同年9月に政府は三菱汽船会社に上海航路と北海道航路に関する「第一命令書」を下付した⁽⁶⁰⁾。この際、前島は、「岩崎弥太郎氏が有為の人なるを疑はざるも」としながらも、「航権を奪回する」ためには「三菱会社を推さざるを得ず」とほかに選択肢のなかったことを指摘している⁽⁶¹⁾。この「第一命令書」を機に三菱は社名を「郵便汽船三菱会社」に改称し、三菱には15年間にわたり郵便物の通送と海員養成などのために航海助成金(年額25万円)と「三菱会社商船学校資金」(年額1万5000円)が交付された⁽⁶²⁾。

前島が、1875年10月の清国への渡航に関して、政府による三菱会社への助成金交付に際して、「上海に我郵便局を設置して、併せて北京及び彼の開港場にも我通信の道を開かうと思つたからである」と述べていることからすると、むしろ郵便物の通送が三菱への助成金交付の名目的な理由になっていたことが推測される⁽⁶³⁾。

1881年4月の農商務省の新設とともに、駅通局は同省に移管となり、管船業務も駅通局から商務局に移ったために、管船課の「事務及其収支ハ挙テ茲ニ報告ヲ要セス」となったものの、「只沖繩県及ヒ朝鮮航海費三菱会社助成金ノ三項ハ本局〔駅通局〕ニ関与アルヲ以テ一周年ノ額ヲ示スモ素ヨリ本局収支ノ対照ニハ加算スベカラザルヲ以テ之レヲ徐算セリ」^(ママ)⁽⁶⁴⁾とされ、82年度以降は「経費計算額ノ外」として別記され、経費からは完全に除外されている⁽⁶⁵⁾。しかし、

-
- 57 「太平洋郵便蒸氣船会社ト郵便物運送定約ノ事」(明治7年11月20日正院伺)『駅通局類聚摘要録』『郵政百年史資料』第14巻、613～617頁。
- 58 「大蔵省所属船東京丸ヲ以て在横浜英国郵便物運送ノ事」(明治8年2月9日正院伺)『駅通局類聚摘要録』『郵政百年史資料』第14巻、445～448頁。前島「自叙伝」125～126頁。『岩崎弥太郎傳』下巻(岩崎弥太郎傳記編纂会、1967年)は、三菱の推薦について大久保内務卿、大隈大蔵卿、前島の3者のあいだであらかじめ内議があったと推測している(118、128頁)。明治初期の海運政策については、小風秀雅『帝國主義下の日本海運』(山川出版社、1995年)114～131頁を参照。
- 59 『大久保利通文書』第6(日本史籍協会、1928年)353～360頁。
- 60 前島「夢平閑話」6、7、9頁、および前島「自叙伝」126～130頁。「第一命令書」については、三菱社誌刊行会編『三菱社誌』第2巻(明治8年)(東京大学出版会、1979年)203～207頁。この間の経緯については、『岩崎弥太郎傳』下巻、116～149頁、および水上たかね『『郵便汽船』三菱会社の誕生』『三菱史料館論集』第20号(2019年3月)38～54頁に詳しい。
- 61 前島「自叙伝」129頁、および前島「夢平閑話」9頁。
- 62 三菱社誌刊行会編『三菱社誌』第2巻(明治8年)223頁。ただし、正確には、「第一命令書」は1年間の仮命令書で、1年の試験期間を経たのち、翌年9月に本命令書が下付された(前島「自叙伝」128～129頁)。三菱会社の郵便物の通送については、水上たかね『『郵便汽船』三菱会社の誕生』、佐々木義郎「明治8年上海航路(上海横浜間)郵便通送の実際」『郵便史研究』第18号(2004年9月)を参照。郵便通送規則も、郵便蒸氣船会社との契約に準じている。郵便汽船三菱会社への航海助成金は、とくに同社の経営が悪化した1878、83～85年に損出額を緩和するのに大きな効果があったと思われる(武田晴人・関口かをり『三菱財閥形成史』東京大学出版会、2020年、142～143頁)。
- 63 前島「郵便創業談」48頁。
- 64 「駅通局第十次年報」および「駅通局第十一次年報」『郵政百年史資料』第9巻、410、436頁。
- 65 「駅通局第十二次年報」『郵政百年史資料』第9巻、463頁。

航海助成金の業務が商務局に変更されたとはいえ、国内のみならず、海外航路の維持による海路での郵便物の通送は駅通局の重要な業務の一環であったので、これを駅通局の収支から除外することは、かならずしも妥当とはいえない。事実、85年12月に逓信省が新設されると、駅通、電信、灯台、管船業務は逓信省の管轄となり、逓信省の86年度の歳出決算表では、航海補助費2万8000円は駅通局の経費として支出され、総計に含まれている⁽⁶⁶⁾。

(5) 郵便収支統計の再検討

駅通局の収支統計における最大の問題は、すでに指摘したように、収入における「計外収入」、支出における「他局仕払分」および「計外費」の取扱いにある。まず、『駅通局年報』の収入についてみると、1875年（第8期）以降81年度にいたるまでの期間の「計外収入」は除外されており、82年度以降は「雑収入」として加算され、総額が算出されている。

他方、支出についてみると、1874年（第7期）～75年度の総額には「他局仕払分」が含まれているが、75年度以降85年にいたるまで「三菱会社助成金」などの「計外費」は精算額には含まれていない⁽⁶⁷⁾。また、これらの航海助成金は、77～79年度の支出表には計上されておらず、80、81年度は支出表には掲載されているものの、総額には加算されていない。さらに82年度以降は「経費計算額ノ外」として別記され、経費からは完全に除外されている⁽⁶⁸⁾。しかし、航海助成金は駅通局事業の重要な一環であったので、除外することは妥当とは思われない。

そこで、『駅通局年報』にもとづいて、収入における「他局仕払分」および「計外収入」、支出における「計外費」も含めた郵便事業の収支統計の修正表を作成すると、表5のようになる（1878、79年度については、『駅通局統計書』により三菱会社などへの航海助成金を加算して算出）。表5から明らかなことは、郵便事業にとって航海助成金が大きな負担となっており、事業収支は、1871年（第1期）から85年度までの全期間を通じて一貫して損失が継続し、『逓信事業史』第7巻や『郵政百年史』が指摘するような黒字に転換したことは一度もなく、むしろ郵便事業の拡大にともなって損失は増大している。

1876～81年度にかけて損失額が減少しているのは、一時的にせよ規模の経済性が働いていたと考えられるかもしれないが、郵便局舎の建築費など主要な設備投資や二等局以下の郵便局の集配業務費は、民間の負担に転嫁されており、また82年度以降はふたたび赤字が拡大している。『駅通局年報』や『逓信事業史』第7巻において、1877～81年度に黒字が計上されているのは、どこまで作為的であったか否かは別にしても、

年／年度	収入	支出	収支損益
1871	17,976	35,626	▲ 17,650
1872	65,586	105,036	▲ 39,450
1873	225,746	232,803	▲ 7,057
1874	352,245	502,191	▲ 149,946
1875 I	274,877	315,310	▲ 40,433
1875 II	623,663	909,494	▲ 285,831
1876	774,752	1,060,631	▲ 285,879
1877	902,970	1,039,375	▲ 136,405
1878	991,202	1,097,379	▲ 106,177
1879	1,245,359	1,369,234	▲ 123,875
1880	1,425,291	1,616,723	▲ 191,432
1881	1,661,352	1,739,913	▲ 78,561
1882	1,895,259	2,274,249	▲ 378,991
1883	1,999,839	2,452,402	▲ 452,563
1884	2,148,178	2,499,827	▲ 351,649
1885	1,602,821	2,262,525	▲ 659,704

資料) 表2 および表3 より作成。

表5 『駅通局年報』 事業収支修正統計 (単位: 円)

66 「逓信省第一年報」220頁。

67 1878、79両年度の支出には「万国郵便連約費」など一部の「計外費」は含まれているものの、75年度以降の郵便汽船三菱会社などへの航海助成金は除外されている（『駅通局第八次年報』および『駅通局第九次年報』『郵政百年史資料』第9巻、343、375頁）。

68 「駅通局第十二次年報』『郵政百年史資料』第9巻、463頁。

このような経理上の操作がおこなわれていたことによる。あるいは駅通局にとって、77年度以降収支上黒字化しなければならない特別な事情があったとも考えられる。

このように郵便収支が継続して損失を計上した要因として、郵便局数や郵便物通送数の増加など事業規模やサービス業務の拡大にともなう官吏の俸給、郵便取扱費、郵便通送費などの人件費の増加に加えて、航海助成金からなる「計外費」が大きな負担になっていたことがわかる。「計外費」支出がはじまる1875年度以降の収入額および支出額に対する比率をみると、75～78年度の収入額に対する比率は30%前後と高く、75～85年度平均でも21%になる。支出額にしめる比率は、支出額の増加とともに相対的に低下していくものの、75～85年度平均でも18%であった。

航海助成金は、内務省による海運業に対する民業振興策の一環として交付されたもので、管船事務を統括している駅通局の業務であったとはいうものの、郵便事業収支にとって大きな負担になっていたことは推測にかたくない。海路による郵便物通送の実態は、今後の課題であるとしても、海路による郵便物の通送業務のコスト・パフォーマンスは、陸路に比較してよくなかったのではないかと推測される。

③ 電信事業の収支構造

(1) 電信事業の開始とネットワークの拡張

電信事業は、鉄道と同様、明治政府の先進的な西洋近代技術の導入という欧化主義政策の一環で、工部省所管の「国家事業」として積極的に推進されなければならない喫緊の課題であった。日本国内の電信業務は、明治2年8月（1869年9月）に横浜灯明台と横浜裁判所のあいだにはじめて電信線が架設され、さらに同年9月（1869年10月）には東京築地運上所（税関）から横浜裁判所までの電信線も架設され、同年12月（1870年1月）に一般業務が開始された。関西地域では、明治2年11月（1869年12月）に神戸・大阪間の電信線が架設され、同3年8月（1870年9月）から一般業務が開始された。

電信事業は創設の経緯から当初の主管庁は外務省であったが、明治2年9月に民部大蔵省の所管となった。明治3年7月に民部・大蔵両省が分離すると郵便業務とともに民部省の所管に移り、同年8月（1870年9月）に省内に伝信機掛が設けられた。ついで明治3年閏10月（1870年12月）に工部省が新設されると、翌明治4年4月（1871年5月）に電信業務は同省の所管となった。明治4年8月（1871年9月）には電信寮（二等寮）がおかれたが、77年1月の諸寮廃止にともなって電信局となり、地方の電信局は電信分局と改称され、85年12月の通信省の創設とともに電信局はその所管となった。

他方、対外通信に関しては、明治3年8月（1870年9月）に政府は、デンマークの大北電信会社（Great Northern Telegraph Co.）に上海・長崎間およびウラジオストック・長崎間の海底線の陸揚げと長崎・横浜間の海底線の敷設を許可し、翌年6月に上海・長崎間およびウラジオストック・長崎間の海底線が敷設された。政府は、大北電信会社に長崎・横浜間の海底電信線の敷設許可をあたえたものの、国内の通信主権の観点から東京・長崎間の陸上架線の建設が急がれた⁽⁶⁹⁾。

69 この経緯については、『日本外交文書』第3巻（1870）275～327頁、第4巻（1871）937～942頁、第5巻（1872）607～614頁、第6巻（1873）803～811頁など、および山輝雄『情報覇権と帝国日本 I』（吉川弘文館、2013年）第3章に詳しい。この背景には、高島炭鉱をめぐってグラバー商会、ついでオランダ貿易会社による実質的な経営権の掌握が国家主権に関わる問題として強く意識されていたことがあると思われる。

政府は、明治4年8月(1871年9月)に東京・長崎間の架線に着工し、明治6年2月(1873年2月)には横浜・長崎間の全線が開通した。また明治5年10月(1872年11月)に東京・青森間および開拓使所管の函館・札幌間の電信架設に着工し、1874年12月には津軽海峡に海底線が沈敷されて、札幌から長崎にいたる国内電信の幹線ネットワークの敷設が完成した。電信局は、東京・長崎間の電信開始にともない24局が、さらに北海道への電信開通にともない16局が開設された。こうして1870年代末までに九州循環線、四国線、北陸線、山陰線、奥羽線も開設されて主要都市間をリンクする電信ネットワークがほぼ完成し、それ以降は整備期にはいった⁽⁷⁰⁾。

(2) 会計制度の変更

先述したように、明治5年10月に定額金制度が定められ、各官省は大蔵省から年額を12分した定額金を月割で交付されるようになった。電信寮(局)(以下、電信局)の経費も工部省の定額金から交付され、会計課(1873年4月に主計課、77年1月に会計掛)が出納事務を担当した⁽⁷¹⁾。表6は工部省電信局の事業収支(決算)をしめしているが、『駅通局年報』とは異なり、『電信局長報告書』には各期・各年度の収入・支出費目は記載されていない。これに関して、『工部省沿革報告』は、つぎのように記している。

明治三年ヨリ九年ニ至ル八期間ノ作業ハ資本ヲ備ヘテ営業スルニアラスシテ、其費用ハ則チ国庫ヨリ之ヲ支給シ、其収入ハ総テ国庫ニ納入スヘキノ規約ニ基キ其国庫ヨリ領取シテ支払シ……十年ニ至リ作業条例ノ發布ニ際シ、此等ノ諸工場モ総テ該条例ニ準拠スヘキモノト定メラレタルヲ以テ、既往ニ遡リ其支払ニ属スルモノハ之ヲ営業費ト称シ、前記ノ収入額ハ之ヲ区分シテ、其支払金員ニ該当スル……金額ニ営業費償還ノ名ヲ付シ、其余ノ金額……ハ則チ収益ニ当ルヲ以テ興業費償還ノ名ヲ下シテ其計算ヲ更生セリ⁽⁷²⁾

このように工部省の会計制度は1877年度を境にして大きく変更されている。1876年度までは大蔵省の造幣寮、工部省の鉱山・鉄道・電信・製造所などの「作業益金」(電信局では「作業収入」)は、国庫より「興業費」として支出され、「作業益金」は毎年すべて「興業費償還」として国庫に返納されたので、「営業費」はゼロとなり、電信局の収支差引損益もゼロになっている(表6)。

政府は、収支計算を明確にするために、1876年9月に各庁作業費区分及受払例則(全12条)を制定し、各省の作業費は一般経費から区別されて「興業費」と「営業費」に分けられ、同年7月にさかのぼって施行された。この例則は、77年7月に規定を精緻化して作業費出納条例と改称され、77年度より実施に移された⁽⁷³⁾。こうして77年8月以降、工部省をはじめ大蔵省、内務省などの工場や作業場に関する経費は、この作業費出納条例に準じて支出されるようになった。

「電信局長第四報告書」は、つぎのように記している。

70 『通信事業史』第3巻、426～429頁。政府レベルでも、1878年7月に開催予定だった万国電信会議への正式加盟に際して、「朕内国電信架線ノ業略完成ニ至ルヲ以テ猶海外各国通信ノ方法ヲ容易ナラシメンコトヲ欲シ」とあるように、このときまでに国内の基本的な電信ネットワークの構築が終了したと認識されていた(『太政類典』第3編第42巻第3類運漕『郵政百年史資料』第2巻、253頁)。

71 通信省電務局『帝国大日本電信沿革史』1892年、130頁附表。

72 『工部省沿革報告』『明治前期財政経済史料集成』(改造社、1931年)第17巻、469頁。

73 作業費区分及受払例則および作業費出納条例については、『明治財政史』第1巻、916～934頁に詳しい。そのほか『通信史要』469頁、建部宏明『日本原価計算制度形成史』(同文館出版、2019年)第3章も参照。

年/年度	支 出														営業資本 次額補填			
	収入		通常経費						興業費(常用金)							興業費償還	収支 差引損益	
	作業収入		前年より 繰越	定額割当	別途増額	支出計	残金返納	翌年へ繰越	前年より 繰越	定額割当	別途増額	支出計	残金返納	翌年へ繰越				営業費 (常用金)
	1,781	11,352																
1870	1,781	11,352	0	9,731	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,781	0	
1871	11,352	3,821	0	2,498	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,352	0	
1872	3,821	52,832	0	16,744	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,821	0	
1873	52,832	118,237	0	16,337	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52,832	0	
1874	118,237	72,418	0	6,148	6,488	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118,237	0	
1875 I	72,418	183,605	0	88,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72,418	0	
1875 II	183,605	475,218	0	17,879	11,681	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	183,605	0	
1876	475,218	395,410	0	17,879	11,681	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	475,218	0	
1877	395,410	527,939	0	17,879	11,681	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	395,410	48,815	
1878	527,939	757,824	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	527,939	19,366	
1879	757,824	896,571	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	757,824	121,775	
1880	896,571	1,091,180	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	896,571	214,693	
1881	1,091,180	1,012,144	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,091,180	263,628	
1882	1,012,144	891,164	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	891,164	90,542	
1883	891,164	907,067	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	907,067	73,478	
1884	907,067	—	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	907,067	61,155	
1885	—	—	0	14,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	

資料「工部省沿革報告」明治前期財政経済資料集成」第17巻、413～430、435～452、475～492頁。

注) (1) 1870年は明治3年10月～4年9月、71年は明治4年10月～同5年9月、72年は明治5年10月～12月2日、73、74年は1月～12月、75年I期は75年1月～6月、75年II期以降は7月～翌年6月。

(2) 「作業収入」は、76年度まで「作業益金」。

(3) 通常経費別途金は、1875年I期は「韓国電信会議委員ノ洋行費」(421頁)、76年は「電信線ノ修築費及臨時出張費以下ノ旅費等」(423～424頁)。

(4) 興業費は、1870年～75年度は「電信建築」、76年度は「電信建築」、77年度以降は「電信架設費」。

(5) 興業費定額割当金の名称は、77年度まで「本費元受」、78年度以降は「興業費元受」。別途増額金の名称は「増額元受」。

(6) 興業費別途増額金は、1874年は電信中央局建築費用および佐賀・久留米・熊本間電信架設費、77年度は鹿児島・宮崎・大分、および山口・萩間電信架設費、79年度は津・松坂間および甲府・名古屋間電信架設費、80年度は石巻電信線の一部の区間の電線架設費、82年度は小浜・宮津間、豊岡・鳥取間、伏木・七尾間など電信架設費、「人民献金ニ依ル建局費ノ補足」、釜山海底線電信架設にともなう陸地架設費、83年度は釜山海底線にともなう陸地電信架設費、札幌・根室間電信架設費、汐留電信局官舎新築費、84年度は釜山海底線陸地電信架設費増補、松本・飯田間など電信架設費。

(7) 1885年度の繰越高は通信省への引継高。

表6 工部省電信局収支(決算)、1870～85年(単位:円)

明治九年九月公布各庁作業費区分程規改正^(ママ)ニ因リ本年度十年七月一日ヨリ十一年六月三十日マデヨリ實際施行シ従前費目ノ唱ヲ改メ本局ニ属スル費用ヲ定額常費トシ各分局常費各線守成等開業以後平常ニ関スル諸費ヲ以テ営業トナシ各線新築等ニヨリ器械購入家屋建築其外総テ創起ノ業ニ属スル諸費ヲ以テ興業トナス而メ〔シテ〕営業費ハ作業収入金ヲ以テ数回運換シテ之ニ支用シ其不足ハ予テ備フル所ノ資本金ヲ以テ之ヲ支弁ス……⁽⁷⁴⁾

作業費区分規程以前の「興業費」は、「各作業場ニ於テ営業ヲ為ス以前、若クハ規模ノ拡張ニ係ル建築構造等諸般準備ニ要スル費用」⁽⁷⁵⁾で、規程改正後は「各線新築等ニヨリ器械購入家屋建築其外総テ創起ノ業ニ属スル諸費」、すなわち「新線架設ノ費用」とされた⁽⁷⁶⁾。興業費は、常用金からの支出のほかに、電信架設費として別途金からも支出されていた(表6)。この変更により、「開業ニ際シ其資本金額ヲ定メ以テ営業上ノ事款ヲ弁理シ而シテ該業ノ収入ヲ以テ資本へ償還シ剩ル金額ヲ益金トシ以テ嚮ニ消費スル処ノ金額〔興業費〕ヲ漸次償却」することになった⁽⁷⁷⁾。

「営業費」は、「〔明治三年ヨリ九年ニ至ル〕八期間ノ営業費ナルモノハ、則チ通常費ヲ以テ支払タル金員……ニ当リ、又一方ヨリ之ヲ觀レハ則チ国庫ニ納付セシ金額」に相当するもので⁽⁷⁸⁾、「各電信分局常費各線守成修理其外製機費等」平常に関する諸費である。また「営業費ハ作業収入金ヲ以テ数回運換シテ之ヲ支用シ其不足ハ予テ備フル所ノ資本金ヲ以テ之ヲ支弁ス」⁽⁷⁹⁾とあるように、営業費は作業収入金から支出し、不足した場合は別途編成の「営業資本金」から「欠額補填」されることになった。

当初の規程においては、工場などの建築費や器械購入費など創業に関する諸費用はすべて興業費とされたのに対して、開業後の事業拡張のための建造物の増築、器械購入費、電柱の交換などは営業費から支出され、収入金で年々償却されることになっており、興業費と営業費の分界が明確でなかったために、79年10月に開業後の増築や器械購入などの諸費用も一括して興業費とすることに変更された⁽⁸⁰⁾。

作業費出納条例の実施に際して、各製造所には運転資本として工業資本金が交付され、工業資本金は、その後事業拡張などのために増額された。工業資本金は営業資本と倉庫資本に大別され、電信局の営業資本決定額は12万円で、増額分が9万9488円、このほかに流用減額分12万747円が差し引かれて、合計で9万8741円であった。倉庫資本決定額は24万959円であったが、79年度に10万7300円が増額されて合計34万8259円になった。1882年には営業資本と倉庫資本が合併され、電信局の総額は44万7000円となった。営業収支に欠損が生じた場合には、国庫から営業資本欠額が補填されたが、電信局の場合には、1877年度に4万8815円の欠額補填がおこなわれたにすぎなかった⁽⁸¹⁾。

74 「電信局長第四報告書」『郵政百年史資料』第19巻、156～157頁。

75 『工部省沿革報告』431頁。

76 「電信局長第四報告書」『郵政百年史資料』第19巻、157頁。

77 『明治財政史』第1巻、924頁、および『通信事業史』第7巻、286頁。。

78 『工部省沿革報告』469頁。

79 「電信局長第四報告書」『郵政百年史資料』第19巻、157頁。

80 『明治財政史』第1巻、927頁、および『通信事業史』第7巻、286頁。建部『日本原価計算制度形成史』は、この改正を「支出時点区分」から「支出性格別区分」への変更としている(54、59頁)。

81 電信事業の欠額補填支出が予算化されたのは、1877年度と79年度の2回あったが、実際に支出されたのは77年度だけで、79年度は10万1335円の欠額補填の予算が編成されたものの執行されなかった(『工部省沿革報告』459～468頁)。

しかし、こうした作業会計にもとづく興業費と営業費の区別は便宜的で、しかも曖昧であったために、85年12月の行政改革の際に改廃され、通信省の所管に移行した86年度以降興業費と営業費の区別はなくなり、電信事業の諸費はふたたび一般会計から支出され、収入はすべて国庫に納付されることになった⁽⁸²⁾。

(3) 電信事業の収入構造

電信事業の拡大のためには、電信局の設置、電信の架設、電信機械の購入などインフラの基盤整備が必要で、電信ネットワークのインフラ整備は、1870年代末までには完成した⁽⁸³⁾。1878年には鉄道停車場での一般通信が開始され、電信局の増設や電信線路の拡張にともなって電報利用数は増加し、電信収入も増加した。なお、81年の収入増は、開拓使所管の電信線が移管されたことによる。

電報料金は、経由局数によって逡増する一種の距離制料金であった。明治5年4月（1872年5月）に東京・長崎間の各地の音信料が定められ、和文電報は片仮名20字以内、欧文は20語以内を1音信とし、料金は東京府内および各局間は和文5銭、欧文15銭、各地間は隣局まで和文7銭、欧文25銭であった。主な電報料金の変更は、明治4年5月（71年7月）の官報の有料化、78年3月の和文電報の宛名および発信人住所氏名の料金賦課などである。

当該期の電信事業に関する収支統計は、『工部省沿革報告』および『電信局長報告書』に記載されている工部省関係の資料のほか、政府の歳出入予算決算表の「工部省電信」統計⁽⁸⁴⁾の3系列の収支統計から再構成することができる。『工部省沿革報告』の統計は、85年12月の廃省にともなって作成されたもので、『電信局長報告書』は先述の出納原簿に近いものといえる。

ここでは『工部省沿革報告』と『電信局長報告書』にもとづいて再構成した2系列の電信局の収支統計（表6および表7）について検討しよう。両表を比較すると、1871年、73年、75年前期（第8期）に関して、表6の興業費が表7の興業費と営業費の合計額を上回ってしまうなどの問題も指摘できる。

電信事業の収入は、国庫からの「通常収入」である工部省定額金（「官省院使局費」あるいは定額常費）、「作業収入」（政府歳入出表では「作業益金」、『電信局長報告書』では76年度まで「収税高」）、「興業費」の3つからなっている。1876年度までは定額金が支給されていたが、先述の作業費出納条例の実施にともない77年度以降は鉱山・電信・営繕・工作各局課の区別がなくなり、「本省一途ノ経費」となった⁽⁸⁵⁾。

明治3年10月より84年度までの電信局の作業収入総額は739万8565円で、大津・神戸間鉄道（785万4253円）、東京・横浜間鉄道（659万922円）に匹敵する収入額を計上しているが、「営業費」が566万6177円で、大津・神戸間鉄道（318万1476円）および東京・横浜間鉄道（340万5897円）よりも多いために、利益金は178万1203円となり、鉄道について第3位にとどまっている⁽⁸⁶⁾。

82 『通信事業史』第7巻、287頁。

83 「電信局長第九報告書」『郵政百年史資料』第19巻、238頁付表。

84 『法規分類大全』財政門、および『明治財政史』第3巻。歳入出決算表では、収入は「作業益金」となっている。

85 『工部省沿革報告』424頁。

86 『工部省沿革報告』471頁。

年/年度	収入				支出						収支差引損益	
	収税高	作業収入	うち 内国通信料	計	興業費	営業費	定額常費	額外常費	臨時費	別額金		計
1869					1,443						33,141	
1870					3,076						77,150	
1871	2,869		2,869	2,869							327,073	
1872	10,255		10,226	10,255							532,996	
1873	50,778		50,778	50,778							555,633	
1874	114,560		114,560	114,560							235,647	
1875 I	70,837		72,313	70,837							510,228	
1875 II	165,672		164,497	165,672	510,146		361,340	22,199	48,135	78,454	510,228	
1876	231,356		231,356	231,356	615,620		480,746	10,831	87,567	54,644	633,789	
1877		395,410	334,944	395,410	193,770	444,225		7,559			645,554	▲ 48,815
1878		527,939	419,407	527,939	129,050	508,572		777			638,399	19,366
1879		757,824	652,507	757,824	164,770	618,749		12,564			796,084	139,075
1880		896,571	760,838	896,571	108,971	681,878					790,849	214,693
1881		1,091,180	906,296	1,091,180	128,376	827,552					955,928	263,628
1882		1,012,144	936,371	1,012,144	97,664	921,603					1,019,266	90,542
1883		891,164	841,960	891,164	94,039	817,686					911,725	73,478
1884		907,067	887,336	907,067	111,906	845,912					957,819	61,155
1885		643,982	487,219	643,982	22,226	642,048					664,274	1,933

資料)「電信局長報告書」(第1次～第12次)「郵政百年史資料」第19巻(吉川弘文館、1969年)より作成。斜字の1869年～76年度の「内国通信料」および興業費と営業費の合計額は、「電信局長第九次報告書」「郵政百年史資料」第19巻、213、238頁付表による。

- 注) (1) 1871年は明治4年4月～12月、72～74年は1月～6月、75年II期以降は7月～翌年6月、85年は7月～86年3月。
 (2) 1871年の通信料および興業費と営業費の合計額は、明治2年の創業から明治4年12月までの累計額。
 (3) 1875年II期および76年度の「作業収入」は、電信収税額。
 (4) 1875年I期までの「定額常費」は「費用高」。76年度の「定額常費」は洋銀分を1ドル＝1円として合算(「郵政百年史資料」第19巻、123頁)。80年以降の「定額常費」は本省中に合算されている。
 (5) 1875年I期の支出合計額は、内訳合計額より100円多いがそのままとした。
 (6) 1875年度の「額外常費」は外国人帰国旅費、学校新築費など、臨時費は予備物品購入費、新築建築費など、別額は諸機械購入費など。76年度は外国人帰国旅費、学校新築費など、臨時費は新築建築費、別額は機械購入費、魯国電信会議出張諸費など。77年度は電信開業式諸費、万国電信会議出張諸費の一部負担金。78年度は外国人帰国旅費。79年度はロンドン電信会議出張諸費。

表7 工部省電信局収支(決算)、1869～85年(単位:円)

(4) 電信事業の支出構造

電信事業の支出は、「通常経費」からの支出と、「常用金」からの「興業費」と「営業費」の支出にわけられる。政府会計からの割当（予算）は、『工部省沿革報告』では「定額元受」、『電信局長報告書』では「本費元受」(1878年度より「興業費元受」と表記され、「各作業所ノ為メ国庫金ヲ支出セシモノハ第一ヲ興業費トシ、第二ヲ営業費……トシ、第三ヲ欠額補填金トス」⁽⁸⁷⁾)とされている。電信事業への通常経費からの定額金の割当は、76年度までの期間と83～85年度で、77～82年度は工部本省から支出され、「興業費」は、経常歳出の工部省局費とともに、「臨時歳出」として位置づけられていた⁽⁸⁸⁾。

明治3年10月の電信創業までの架線置局経費は3万3140円、創業から75年6月までの経費は173万497円⁽⁸⁹⁾で、電信局関係の経費（75年度までは「電信建築通信費」、76年度は「電信建築」、77年度以降は「電信架設費」）は、全期間（明治3年10月～85年12月）を通して378万7939円が支出され、大津・神戸間鉄道（728万9851円、そのほかに起業基金による82万75円の支出がある）について多額であった⁽⁹⁰⁾。

表6にみられるように、興業費が積極的に投資されたのは1876年度までで、興業費の累計額は、1870年～76年度までの7年間に277万7633円であったのに対して、77～85年度には101万317円へと急減している。1870年～76年度は会計上「作業収入」はすべて国庫に償還され、償還総額は作業収入と同額の91万9265円であったので、したがって77年6月現在の興業費の未償還額は185万8368円であったことになる。政府財政が逼迫するなかで興業費には限界があり、増額の可能性もなかったために、81年には「官民ノ便益勿論一挙兩得ノ所分」として、地方人民の献金による電信置局制（献納置局制）が開始された⁽⁹¹⁾。

1873年以降、定額金は興業費と営業費に分離したとされている⁽⁹²⁾が、電信局レベルでの金額は不明である。表7によると、興業費と営業費の比率は、1877～80年度平均では興業費が14万9140円（20.9%）、営業費56万3356円（79.1%）であったのに対して、1881～84年度平均では興業費10万7996円（11.2%）、営業費85万3188円（88.8%）となり、線路延長距離の増加とともに保守・維持管理のための営業費が急増していることがわかる。『通信史要』は、「[明治]十六七年ノ頃……当時幹線殆ト五畿八道ニ達シ枢要ノ地方ハ概ネ既ニ之ヲ連絡スルヲ得タルに因リ乃チ施政ノ方針ヲ守成ニ転シ同十八年ヲ以テ電信条例ヲ改定シ」⁽⁹³⁾として、1885年の電信条例の改定を電信ネットワークの基盤整備終了のメルクマールとしている。

(5) 電信事業の収支損益

以上みてきたように電信事業の収支統計は、創業時から1876年度までと、77年度以降の作業

87 『工部省沿革報告』497頁。

88 『明治財政史』第3巻、各期、各年歳出表。

89 「工部省第一回年報」電信寮。「電信頭第一報告書」によると、1873年12月の「電線費用ノ定額」（おそらく興業費）の予算編成の際には、明治4年9月（71年10月）～74年の総額（決算）は55万5633円、75年1～6月は44万1453円で、総額で99万7086円に達していた（『郵政百年史資料』第19巻、34頁）。

90 『工部省沿革報告』433頁。

91 『太政類典』第5編第24巻第3類運漕『郵政百年史資料』第2巻、297～298頁。藤井信幸「明治前期の電信政策」『日本歴史』479号（1988年4月）は、70年代後半から80年代半ばにかけての地方における電信局誘致運動の展開を強調しているが、地方における電信局設置は基本的に県令からの上申によるので、誘致運動との具体的関係を明らかにする必要がある。実際に、献納置局制度は日清戦後まで普及せず、多数の請願置局が開設されたのは日露戦後のことであった（『通信事業史』第3巻、124～128頁）。

92 『工部省沿革報告』418、419、422、423頁。

93 『通信史要』451頁。

会計による収支統計の2系列からなるが、77年度以降も規程が変更されているために、77～78年度と79～85年度は不連続になっている。したがって、既存の電信収支統計は、77年度を境にして前後の時期を時系列的に比較することには問題があるので、時系列でみるためには同一基準に近い形に修正する必要がある。

『電信局長報告書』にもとづく収支統計(表7)では、1877年度を境に損益収支の算出方法が異なっている。まず収入をみると、76年度までの電報利用による「収税高」は、77年度以降は作業費出納条例により「作業収入」となる。経費は、75年6月までは「費用高」として総額が記載されているだけで、内訳は不明である。75、76両年度には電信局への定額常費の割当があるが、77年度以降は「定額常費ナルモノハ皆本省中ノ合算」⁽⁹⁴⁾となり、電信局レベルでの支出費目には計上されていない。1877年度以降、興業費と営業費に分離されるので、電信収支の算出方法は、75年6月までは「収税高」から「費用高」を差し引いた額、75、76両年度については「収税高」から「定額常費」を含む支出総額を差し引いた金額、77年度以降は「作業収入」から「営業費」を差し引いた金額として算出されている。したがって、76年度までの電信収支には、支出総額に電信架設費である興業費が含まれているのに対して、77年度以降は支出から興業費が除外されて工業資本金に組み込まれ、営業費のみが損益勘定の対象になっている。

工部省事業では、「此[作業]収入金ヲ以テ営業費ヲ支弁シテ其益金ヲ得ル」⁽⁹⁵⁾とあるように、77年度以降は作業費出納条例により作業収入から営業費を差し引いた額を損益と定義している。『工部省沿革報告』によれば、1870年閏10月の工部省創設から85年12月の廃省いたるまでの電信局の収入金総額は739万8565円、77年度～85年度の営業費総額は566万6177円、したがって利益総額は178万1202円となるが、77年度に4万8815円の営業資本欠額補填がおこなわれているので、純利益額は173万2388円になる。この純利益額は、大津・神戸間鉄道(467万2779円)、東京・横浜間鉄道(318万5025円)につぐ金額である⁽⁹⁶⁾。

こうして『工部省沿革報告』(表6)および『電信局長報告書』(表7)にもとづいて、あらためて収入額から興業費と営業費を含めた支出総額を差し引いて各期・各年度の収支損益を算出し、既存の主要な電信収支統計を含めた一覧表を作成すると、表8のようになる⁽⁹⁷⁾。『通信事業五十年史』と『通信事業史』第7巻の収支統計の典拠はともに明記されていないが、1873年以降の収入および支出額が一致していることからみて、同一の資料に依拠していると考えられる⁽⁹⁸⁾ので、以下では『工部省沿革報告』、『電信局長報告書』および『通信事業史』第7巻の3資料について比較検討しよう。これらの3資料における黒字化した期間をみると、『工部省沿革報告』と『通信事業史』第7巻では1880～82年度の3年間、『電信局長報告書』では80、81年度の2年間である。

『通信事業史』第7巻では、電信事業は郵便事業と異なり、巨額の設備費を要するために収支相償わず赤字基調が継続し、黒字化したのは1880～82年度の「一時的現象」にすぎなかったと指摘されている⁽⁹⁹⁾が、表8の電信事業の収支損益をみても若干の異同はあるとはいえ、

94 「電信局長第四報告書」『郵政百年史資料』第19巻、157頁。

95 『電信局長報告書』『郵政百年史資料』第19巻、182、197、210、221、235、247、258頁。

96 『工部省沿革報告』471、481～491頁。

97 「電信局長第九報告書」(『郵政百年史資料』第19巻、238頁付表)に、明治2年から明治15年度までの総括表が掲載されているが、若干の異同がみられる。

98 両資料の数値は、直近の刊行物では、通信省通信局工務課『本邦電信史資料』(1918年10月)の収支統計に一致している。『通信事業五十年史』の1872年の収入は、『通信事業史』の71年と72年の合計額と一致する。

99 『通信事業史』第7巻、284頁。

年度	『工部省沿革報告』			『電信局長報告書』			『通信事業五十年史』			『通信事業史』 第7巻		
	収入	支出	収支差引損益	収入	支出	収支差引損益	収入	支出	収支損益	収入	支出	収支損益
1868										0	3,739	▲ 3,739
1869										0	4,273	▲ 4,273
1870	1,781	6,366	▲ 4,586	-	33,141	▲ 33,141				0	9,702	▲ 9,702
1871	21,083	358,779	▲ 337,696	2,869	77,150	▲ 74,281					5,853	▲ 4,072
1872	6,319	41,924	▲ 35,605	10,255	327,073	▲ 316,818	16,954	406,723	▲ 389,769	15,174	400,693	▲ 385,519
1873	69,576	663,460	▲ 593,883	50,778	532,996	▲ 482,218	52,832	663,473	▲ 610,641	52,832	663,473	▲ 610,641
1874	134,574	446,508	▲ 311,934	114,560	555,633	▲ 441,073	118,237	434,984	▲ 316,747	118,237	434,984	▲ 316,747
1875 I	85,054	306,459	▲ 221,405	70,837	235,647	▲ 164,810	72,418	321,273	▲ 248,855	72,418	321,273	▲ 248,855
1875 II	197,404	461,135	▲ 263,731	165,672	510,228	▲ 344,557	183,605	461,203	▲ 277,598	183,605	461,203	▲ 277,598
1876	501,298	590,826	▲ 89,528	231,356	633,789	▲ 402,433	475,218	592,621	▲ 117,403	475,218	592,621	▲ 117,403
1877	395,410	637,995	▲ 242,585	395,410	645,554	▲ 250,144	395,410	638,095	▲ 242,685	395,410	638,095	▲ 242,685
1878	527,939	637,622	▲ 109,683	527,939	638,399	▲ 110,461	527,939	625,673	▲ 97,734	527,939	625,673	▲ 97,734
1879	757,824	783,520	▲ 25,696	757,824	796,084	▲ 38,260	757,824	781,921	▲ 24,097	757,824	781,921	▲ 24,097
1880	896,571	790,848	105,723	896,571	790,849	105,722	896,571	785,901	110,670	896,571	785,901	110,670
1881	1,091,180	955,928	135,252	1,091,180	955,928	135,252	1,091,180	951,876	139,304	1,091,180	951,876	139,304
1882	1,012,144	1,005,607	6,537	1,012,144	1,019,266	▲ 7,122	1,119,345	1,005,661	113,684	1,119,345	1,005,661	113,684
1883	905,529	914,997	▲ 9,467	891,164	911,725	▲ 20,561	891,164	900,631	▲ 9,467	891,164	900,631	▲ 9,467
1884	921,364	972,115	▲ 50,751	907,067	957,819	▲ 50,751	907,067	957,818	▲ 50,751	907,067	957,818	▲ 50,751
1885				643,982	664,274	▲ 20,293	643,982	664,274	▲ 20,292	643,982	664,274	▲ 20,292

資料) 『工部省沿革報告』は表6、『電信局長報告書』は表7、『通信事業五十年史』(通信省、1921年) 附録108-109、111-112頁、『通信事業史』 第7巻、285頁。
 注) 『工部省沿革報告』の収入は定額割当金、別途増額金、興業費、営業費の合計。
 『通信事業五十年史』の1872年は創業から72年までの累計額。1885年度は85年7月から86年3月。

表8 電信局事業収支、1868～85年 (単位：円)

1880～82年度には一時的に黒字に転換したものの、83年度以降ふたたび赤字に転換している(ただし、1891年以降は黒字基調に転換した)。

電信事業の拡張は、初期には新線架設による電信局数の増加と電報発信数の増加に依存しており、1870年代の電信インフラの拡張期には損失額が大きかった。しかし、80年代にはいりネットワークが機能しはじめるにつれて、電信線の新設や複条化にともなって保守管理や修繕費などのメンテナンス費用である営業費が増加したが、同時に電信収入も増加し、損失額はしだいに減少していった。

『郵政百年史』では、電信事業は、郵便事業と異なり、巨額の設備費を必要とするために、電信収支は1880、81両年度を除いて「毎年赤字を計上」し、「多くの人件費を要することが赤字の主因といわれていた」と指摘される一方、「電信事業は、初期の赤字幅は大きかったが、着実に収入が増大し、[明治]13年以降、かなり大きな黒字さえ生むようになった」と相矛盾する記述がされている⁽¹⁰⁰⁾。『郵政百年史』の電信収支統計の典拠は『電信局長報告書』とされているが、同報告書の統計からこうした記述を導き出すことは不可能である。また人件費に関しても、電信局の人件費は工部省本省の経費から支出されているので、電信収支と直接の関係はない⁽¹⁰¹⁾。

おわりに

以上みてきたように、郵便事業と電信事業はそれぞれの開始時点から系譜的にも交わることはなく、行政的にも人的にも各々が別個の事業として運営され、1885年12月の逓信省創設以前に行政組織としてのシステムが形成されていたので、逓信省創設以降も、通信行政や通信政策が統合されたシステムのもとで郵便事業と電気通信事業が一体として機能することはなかった。逓信省創設までの行政組織の主体も、郵政官僚が事務系文官であったのに対して、電信事業は技術系官僚が中心的位置をしめていた。

郵便事業と電信事業に対する政府の政策は、初発の時点から対照的であった。郵便事業は封建的な徳川時代の遺産を継承する飛脚制度の延長線上に位置づけられ、近代郵便の開始は政府の近代化政策の一環として導入されたわけではなく、多分に前島の私的な建議にもとづいていた。したがって、前島にとって郵便事業の創設に際しては、旧来の飛脚の地域限定性や料金の恣意性などの反近代性を強調し、飛脚制度と郵便制度の差異を鮮明にすることが必要であると同時に、近代郵便制度の構築には定飛脚問屋など民間の飛脚業者をどのように組み込むかも重要な課題であった⁽¹⁰²⁾。しかし、政府からの財政的支援が期待できない以上、「収支相償主義」を基本にした運用システムの構築がはかられなければならなかった。

それに対して電信事業は、鉄道と同様、明治政府による欧化主義政策のシンボルの一環として工部省所管のもとで、財政的制約のあるなかで国家事業として積極的に推進されなければならなかった。こうした郵便事業と電信事業の位置づけの相違は、本稿でみてきたように、財政収支の状況や御雇外国人の雇用に端的にあらわれているが、電信事業もかならずしも「収支相

100 『郵政百年史』199、200頁。

101 「作業費出納条例」第2条第3節において、官員俸給をはじめとする外国人備給などの経費は作業費に編入されるが、内務省および工部省に限り、本省の通常経費から支出することが明記されている(「作業費出納条例」『明治財政史』第1巻、926頁)。

102 前島「郵便創業談」57～58、83～88頁、および『逓信事業史』第7巻、54～60頁。『内国通運株式会社発達史』(内国通運株式会社、1918年)13～18頁も参照。

償主義」から自由であったわけではなく、とくに1880年代の財政緊縮期には、電報数の減少にともなう収入減少に応じて「収支相償主義」による支出減額など節儉・勤儉に関する達書がいくつかいついでだされていた⁽¹⁰³⁾。

郵便事業では、日本は、横浜、長崎、神戸の居留地内における外国郵便局の開局を許したものの、1873年8月（75年1月施行）の日米郵便交換条約の締結により米国が開設した郵便局を撤退させ、77年6月に万国郵便連合に加盟し、最終的には80年3月のフランス郵便局の閉鎖によって郵便主権の回復が可能になった。それに対して電信事業は、国内の通信権は確保したものの、国内電信敷設において御雇外国人や大北電信会社に技術的に依存せざるをえず、日本が対外的通信主権を確立したのは1914年の上海・長崎海底線の買収まで待たなければならなかった。この意味で、郵便制度の導入と確立における前島の役割はきわめて大きいといわざるをえない。

郵便が官吏の俸給、郵便役手当や逓送脚夫賃などの人件費が支出の3分の2をしめる労働集約的事業であったのに対して、電信は設備費（固定資本）の比率が高い資本集約的事業であった。郵便事業は、郵便税が経常収入として予算化され、人件費を含めて局内の予算で運用される「収支相償主義」を基本とし、それゆえ会計上の独立性が高かったのに対して、電信事業では、経常歳入として予算化されているのは「作業収入」だけで、人件費などの定額金は基本的に工部本省費から支出され⁽¹⁰⁴⁾、電信局レベルでの支出は設備投資としての興業費とメンテナンス費用としての営業費の支出にかぎられており、会計上の独立性は低かった。したがって、おなじ政府事業とはいっても、収入からすべての経費を負担する郵便事業と、一定程度の興業費および営業費が保証されている電信事業とでは収支構造をみても大きな差があった。

郵便事業における局舎などの設備投資額は民間の負担に転嫁されているために明らかでないので、郵便事業収支と電信事業収支を単純に比較することはできないとしても、80年代前半(80～84年度平均)の事業収入規模をみると、郵政事業がおおよそ年額183万円であったのに対して、電信事業はその半分の96万円であった。損益は、郵便事業の29万円の損失に対して、電信事業は3万円強の利益を計上していたので（表2、表7）、電信のパフォーマンスの方がよかったようにもみえるが、電信事業の場合、設備投資は工業資本金化され、興業費の償却法については77年の作業費出納条例まで明確な規程はなかったので、償却分を含めると損失額が増加するように思われる。

（すぎやま しんや 慶應義塾大学名誉教授）

103 長崎電信分局文書綴 本局御達、(明治16年) (郵政博物館資料センター所蔵FCB8 No.1142、No.1194、No.1219)。

104 電信局所属の官吏および局員数は、85年6月末現在で外国人4名を含めて2421名で、その内訳は事務系248名、通信1587名、建築その他586名であった（「電信局長第十二報告書」『郵政百年史資料』第19巻、361～362頁）。